

(別紙1)

八代駅前プロジェクションマッピング業務委託業者選定のための公募型プロポーザル審査基準

審査区分		評価基準	判定基準・評価の視点	評価基準点	
第一次審査 (事務局)	第二次審査 (選定委員会)				小計
○		1. 参加資格	(1)実施要領「4. 参加資格」に掲げる要件を全て満たしているか。		
○		2. 見積金額	(1)提案内容に応じた適正な見積もりがされているか。経費内訳それぞれに妥当性はあるか。	5	10
○			(2)見積金額が最も低い事業者を5点とする。その他の事業者については、最も低い見積金額を、当該事業者の見積金額で除して得た数値に、配点5点を乗じた数値を得点とする(小数点第2位を四捨五入)。	5	
○		3. 業務実施体制	(1)業務を適切に行える体制か。	5	10
○			(2)過去の実績が充分であるか。	5	
	○	4. 全体趣旨	(1)本業務の内容を十分に理解し、全ての業務が網羅された具体的な企画内容であるか。効果的なコンテンツを上映することで、夜間における市内周遊の促進及び滞在型観光の促進に資する内容になっているか。	20	20
	○	5. 映像制作	(1)制作する映像の内容について、テーマやコンセプトの設定等が理由も含めて提案されているか。	20	30
	○		(2)事業目的の達成を期待することができる、年間を通じた戦略的な上映計画が提案されているか。	10	
	○	6. その他	(1)独自の提案があるか	10	20
			(2)供用開始後にかかる運用コストの試算が適切で、低減策も含めて提案されているか。	5	
			(3)本業務によって整備された設備の次年度以降の活用案について、提示された内容が魅力的か。また、活用案の見積額が適切か。	5	
	○	7. プレゼンテーション	(1)プレゼンテーションでの説明内容が明確で信頼できるか。質疑の回答が明確か。	10	10
合計					100

※ 第一次審査参加事業者が6者以上の場合は、評価基準1～6に基づき事務局にて審査を行い、上位5者を選定するものとする。